

平成23年5月

東北地方太平洋沖地震の被害を受けた事業者における
P R T R制度に基づく届出について【第2報】

経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

平成23年東北地方太平洋沖地震等による被害を受けられた事業者の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）第5条第2項に規定する化学物質排出移動量届出制度（P R T R制度）に基づく届出（平成22年度に把握した化学物質の排出量・移動量等の届出）が本年4月から開始されますが、今般の地震等の被害による把握データの紛失等により、排出量・移動量等の把握等が困難となっている事業者の方々がいらっしゃるものと存じます。

各事業者において様々な状況が想定されることから、個別に事情をお聞きした上で対応を検討したいと思っておりますので、今回の地震等の被害により排出量・移動量等の把握等が困難な事業者におかれましては、以下の問い合わせ先に御相談ください。

また、地震等の被害を受けた事業者におけるP R T R制度に基づく届出に関するQ & Aを別紙1のとおり、取りまとめましたので、御参照ください。

なお、P R T R制度に基づく届出では、災害により環境中に排出されたP R T R対象物質（災害関連流出分）も含めて、年間の排出量の届出が必要となります（別紙1「2. 算出方法関係」を参照）。災害関連流出分も含めた排出量を届出された事業者で、災害関連流出分の排出量が把握できるような公表を希望される場合には、化管法に基づくP R T Rデータの公表時に、別途対応したいと考えております。

つきましては、上記を希望される事業者は、通常の届出とは別に別紙2の記入例を参考に、書面で災害関連流出分の排出量のみを届出を作成し、通常の届出と併せて届出先の自治体のP R T R担当窓口にご提出ください（既に通常の届出を提出済みの方は、災害関連流出分のみを追加で御提出ください）。なお、当該災害関連流出分の排出量の届出は、化管法に基づく届出ではなく、事業者の方々の任意での届出となりますことにご留意ください。

【問い合わせ先】

○経済産業省製造産業局化学物質管理課

P R T R担当

T E L : 03-3501-0080

F A X : 03-3580-6347

E-mail: prtr-meyasubako@meti.go.jp

○環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

P R T R担当

T E L : 03-3581-3351 内線(6358)

F A X : 03-3580-3596

E-mail: ehs@env.go.jp

○独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センターリスク管理課

P R T R担当

T E L : 03-3481-1967

F A X : 03-3481-1959

E-mail: support_prtr@nite.go.jp

東北地方太平洋沖地震の被害を受けた事業者における
P R T R 制度に基づく届出に関する Q & A について

【 1. 届出方法関係】

問 1 - 1 : これまで電子届出を行ってきたが、インターネットが利用できない。どのように届出を行えばよいでしょうか。

(回答)

書面届出や磁気届出での届出をお願いします。

問 1 - 2 : パソコンが紛失等して届出書がダウンロード (入手) できない。どのように届出書を入手したらよいでしょうか。

(回答)

- ①届出先の自治体窓口で入手可能であれば、自治体窓口から入手してください。
- ②自治体からの入手ができない場合には、国から郵送いたしますので、問い合わせ先まで御連絡ください。

問 1 - 3 : 届出先の自治体では受付を行っているが、災害の影響で交通手段がない。どのように対応したらよいでしょうか。

(回答)

- ①届出期間は 6 月 30 日までとなっておりますので、届出いただける状況になった際提出してください。
- ②郵便の利用が可能であれば、自治体へ郵送で届出を行うこともできます。

問 1 - 4 : 本社が被災した事業所に代わり届出をしたいが可能でしょうか。

(回答)

- ①書面届出及び磁気届出の場合：本社が代わりに届出することができます。
- ②電子届出の場合：問い合わせ先まで御連絡ください。

【 2. 算出方法関係】

問 2 - 1 : 災害により、P R T R 対象物質が環境中に排出されたが、届出は必要でしょうか。

(回答)

災害関連流出分についても、環境中に排出されたものとして届出いただく必要があります。排出量は在庫量等から可能な範囲で推計してください。

なお、今回の災害等の影響で流出した部分のうち、津波により流出した部分については、土壌への排出とし、津波以外の災害等の影響で液体として流出した部分については、流出の状況に応じて、公共用水域又は土壌への排出とし、気体として流出した部分については、大気への排出としてください。

問2-2：災害により、在庫量や排出量等のデータを紛失し、排出量等の算出ができない。どのように排出量等を算出したらよいでしょうか。

(回答)

算出方法については、物質収支による方法等のほか、法令上「その他の確に算出できる方法」も可能となっております。つきましては、在庫量や排出量等のデータを紛失した場合には、売上額等のデータ等により、可能な範囲内で排出量等を推計してください。

例えば、昨年度との売上額等の比較を行い、昨年度とおおよそ同等、1.5倍程度であれば、排出量等についても昨年度データと同等、1.5倍程度として排出量を推計し、届出してください（過去の届出排出量等は必要に応じて情報提供させていただきます。）

なお、災害関連流出分については、「問2-1」を御参照ください。

また、本件について不明な点等がありましたら、個別にお問い合わせください。

【3. 届出事業者の要件関係】

問3-1：災害の影響で平成23年3月31日までに「事業者」が廃業となった場合、届出は必要でしょうか。

(回答)

- ①承継事業者がある場合：対象事業者（A社）の権利義務を他の会社（B社）に承継されている場合には、後者（B社）が前者（A社）の届出を行う必要があります。
- ②承継事業者がない場合：届出の必要はありません。

問3-2：災害の影響で平成23年4月1日以降に「事業者」が廃業する場合、届出は必要でしょうか。

(回答)

平成23年4月1日時点で事業者が存在している場合には、届出が必要となります。

問3-3：災害の影響で「事業所」が廃止（又は閉鎖）となった場合、届出は必要でしょうか。

(回答)

廃止となった事業所を有していた事業者が存在している場合は、当該事業者が廃止した事業所の所在していた都道府県（又は委任市）を經由して届出を行ってください。

【4. 原発周辺の避難地域内の事業者関係】

問4：原発の退避勧告が出ているので事業所に戻ることができないが、届出はどのようにすればよいでしょうか。

(回答)

避難指示が解除されるまでは、届出いただく必要はありません。

なお、避難指示が解除され、届出が可能となった時点で、必ず届出先の都道府県（委任市）にお問い合わせ、指示を仰いでください。

災害等による環境中への排出を届出された事業者で、災害関連流出分の排出量が把握できるような公表を希望される場合には、下記の記入例を参考に災害関連流出分の排出量を届出先の自治体に御提出ください。

- ・災害関連流出分の排出量は、化管法施行規則で規定する様式第一により、通常の届出とは別に書面にて届出先の自治体に御提出ください。
- ・災害関連流出分の排出量の提出に際しては、黒の太枠で囲った事項のみ、御記入ください。
- ・本紙については、既に届出されている事業者は、届出された本紙の写しでも可。ただし、写しの場合であっても、災害関連流出分の排出量の申し出と分かるよう、赤字で「災害関連流出分の排出量の申し出」と本紙右上に必ず記載してください。
- ・別紙については、第一種指定化学物質ごとに作成してください。

本紙(記入例)

様式第1 (第5条関係)
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

主務大臣(都道府県知事)殿 年 月 日

届出者 (ふりがな) 住所 〒 (ふりがな) 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) (印)

第一種指定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(第5条第2項の規定)に基づき、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業者の名称 (ふりがな)	前回の届出における名称
	事業所の名称 (ふりがな)	前回の届出における名称
	事業所の所在地 (ふりがな)	都道府県 市区町村

事業所において常時使用される従業員の数 人

事業所において行われる事業が属する業種	主たる事業	業種コード
---------------------	-------	-------

第一種指定化学物質の排出量及び移動量 別紙番号1〜 のとおり

本届出が法第8条第1項の請求に係るものであることとの有無(該当するものに○をすること) 1. 有 2. 無

担当者 (ふりがな) 氏名 (問い合わせ先) 電話番号

※受理日 年 月 日 ※整理番号

備考1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。

※本紙の作成に際しては、様式中の「備考」を参照の上、記載してください。

7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
8 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
9 本届出書に記載された情報の同一性を失わないよう、日本工業規格X0510に準じて、(二次元コード記載欄)

※当該災害関連流出分の排出量の届出は、化管法に基づく届出ではなく、事業者の方々の任意での届出となります。

別紙(記入例)

別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称	第一種指定化学物質の号番号	単位 kg mg-TEQ(ガリ付シシ類の場合)
排出量	イ 大気への排出	排出先の河川、湖沼、海域等の名称
	ロ 公共用水域への排出	排出先の河川、湖沼、海域等の名称
	ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)	埋立処分を行う場所(該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
	ニ 当該事業所における埋立処分	移動先の下水道終末処理施設の名称
移動量	イ 下水道への移動	
	ロ 当該事業所の外	

○をすること(複数選択可) 07 その他

圧縮分

廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可))	
01 燃え殻	10 動植物性残さ
02 汚泥	11 動物系固形不要物
03 廃油	12 ゴムくず
04 廃酸	13 金属くず
05 廃アルカリ	14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
06 廃プラスチック類	15 鉱さい
07 紙くず	16 がれき類
08 木くず	17 ばいじん
09 繊維くず	18 その他

※整理番号

備考1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の名称及び第一種指定化学物質の号番号を記載すること。

6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。

※別紙の作成に際しては、様式中の「備考」を参照の上、記載してください。

範囲で当該情報を記載する機能を有する二次元コードを記載することができる。